

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第38号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(事業場)</p> <p>第4条 事業場及び事業場内の組織及び施設は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第6条 安全衛生管理責任者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>2 安全衛生管理責任者は、安全衛生管理者、衛生管理者、安全管理担当者、衛生管理担当者及び作業主任者を指揮し、次の各号に掲げる業務を統括管理する。</p> <p>一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務。</p> <p>(安全衛生管理者)</p> <p>第7条 前条第2項各号に定める業務の具体的事項を管理するため、安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 安全衛生管理者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>3 安全衛生管理者は、衛生管理者、安全管理担当者、衛生管理担当者及び作業主任者を指揮し、別表第3に定める業務のうち安全に関する業務を管理する。</p> <p>4 安全衛生管理者は、作業場等を巡視し、建築物、設備、機械、作業環境又は作業方法等に危険の恐れがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第8条 省略</p> <p>(安全管理担当者及び衛生管理担当者)</p> <p>第9条 安全管理担当者及び衛生管理担当者は、別表第2に定める組織及び施設等における安全・衛生担当係長等をもって充てる。</p> <p>2 安全管理担当者は、安全衛生管理者の事務を補助し、衛生管理担当者は、安全衛生管理者及び衛生管理者の事務を補助する。</p>	<p>第1条～第3条 省略 (現行どおり)</p> <p>第4条 省略 (現行どおり)</p> <p>第5条 省略 (現行どおり)</p> <p>第6条 省略 (現行どおり)</p> <p>第7条 省略 (現行どおり)</p> <p>第8条 省略 (現行どおり)</p> <p>第9条 省略 (現行どおり)</p>	

第10条～第36条 省略

附 則 省略

別表第1（第4条関係）

事業場	組織及び施設
府中地区	本部（府中（千葉県館山市の施設を含む。））、農学研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）、府中図書館、大学教育センター（府中）、国際センター（府中）、保健管理センター、総合情報メディアセンター（府中分室）、学術研究支援総合センター（遺伝子実験施設）、科学博物館（府中）、環境安全管理センター、放射線研究室（農学部事業所・遺伝子実験施設事業所）、女性未来育成機構（府中）、アグロイノベーション高度人材養成センター、環境リーダー育成センター、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構
小金井地区	本部（小金井）、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター（小金井）、産官学連携・知的財産センター、国際センター（小金井）、保健管理センター（小金井分室）、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター（機器分析施設）、科学博物館（小金井）、環境安全管理センター（環境管理施設）、放射線研究室（工学部事業所）及び女性未来育成機構（小金井）

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
（省略）	（省略）	（省略）
（新設）	（新設）	（新設）

別表第3 省略

第10条～第36条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表第1（第4条関係）

事業場	組織及び施設
府中地区	省略（現行どおり）
小金井地区	本部（小金井）、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター（小金井）、産官学連携・知的財産センター、国際センター（小金井）、保健管理センター（小金井分室）、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター（機器分析施設）、科学博物館（小金井）、環境安全管理センター（環境管理施設）、放射線研究室（工学部事業所）、女性未来育成機構（小金井）及び研究戦略センター

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
（省略）	（省略）	（省略）
研究戦略センター	研究戦略センター長	研究支援・産学連携チームリーダー

別表第3 省略（現行どおり）

附 則（23教規程第45号）

この規則は、平成23年11月21日から施行し、平成23年11月7日から適用する。